

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告について

村税につきましては、日頃よりご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。（地方税法第383条）つきましては、裏面の記載例を参照のうえ、税財政課税務係までご提出ください。

申告期限

令和8年2月2日（月）

※申告期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、なるべく1月20日（火）頃までに提出してくださいますようご協力をお願いいたします。

提出先・お問い合わせ先

【TEL (0267) 97-2121】

（窓口でご提出の方）

川上村役場 税財政課 税務係

（郵送でご提出の方）

〒384-1405

長野県南佐久郡川上村大深山525番地
川上村役場 税財政課 税務係

（担当：由井）

地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告も受け付けています。

次の表の○印のついている書類を提出してください。

申告の種類	提出書類		注意事項
	申告書	種類別明細書	
資産の異動(増加・減少・訂正等)がある方	○	○	種類別明細書に記載する。
資産の異動がない方	○	○	申告書「18備考欄」に「異動なし」と記載する。
申告すべき資産がない方	○		申告書「18備考欄」に「該当資産なし」と記載する。
廃業、解散された方	○	○	申告書「18備考欄」に事業廃止等の旨を記載する。
電算処理による申告(全資産申告)の方	○	○	